

平成20年12月12日

総合周産期母子医療センター責任者 各位

東京都周産期医療協議会
会長 岡井 崇

「母体救命対応の総合周産期母子医療センター」(仮称)への
協力確認について

先般、平成20年11月28日に開催した都周産期医療協議会において、
「妊産褥婦の救命対応」と「産科緊急疾患(重症)」を必ず受け入れる医療機関を
早急に選定・確保して妊婦さんの不安に応えていくことの合意がなされました。

つきましては、「母体救命対応の総合周産期母子医療センター」(仮称)の確保
を急ぐ必要があり、この新たなしくみにご協力いただけることの再確認を行いた
いと思います。

お忙しいところ恐縮ですが、別紙資料をご覧いただいた上で、別添によりご回
答いただきたくよろしく御願い申し上げます。

別紙

「母体救命対応の総合周産期医療センター」(仮称)の役割機能、規模及び
選定方法等

回答書式

「母体救命対応の総合周産期医療センター」(仮称)への協力確認について
(書式1又は書式2)

回答方法

- ・あらかじめ12月15日(月)中に、ファクスで送付してください。
- ・原本は、12月17日(水)に開催する東京都周産期医療協議会の際にお持
ちいただき、会議前に事務局にお渡しください。

送付先：東京都周産期医療協議会事務局

(東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課内)

電話 03-5320-4449

FAX 03-5388-1441

平成20年度第3回東京都周産期医療協議会

(平成20年11月28日)において

会長が提案した「母体搬送依頼についての受け入れの判断基準(案)」に基づく、「妊産褥婦の救命対応」と「産科緊急疾患(重症)」を全て受け入れる医療機関について

(以下、「母体救命対応の総合周産期母子医療センター」と仮称する。)

1 母体救命対応の総合周産期母子医療センター(仮称)

(1) 役割機能

総合周産期母子医療センターとしての任務を果たすとともに、「母体救命対応の総合周産期母子医療センター」(仮称)として、「妊産褥婦の救命対応」と「産科緊急疾患(重症)」症例を必ず受け入れる(ことができる)病院

(2) 規模

都内3病院程度

「妊産褥婦の救命対応」及び「産科緊急疾患(重症)」年間発生見込み 約90件

2 選定方法

可能と思われる病院に東京都周産期医療協議会会長が個別に意向を打診し、諾否を把握する。

3か所の「母体救命対応の総合周産期母子医療センター」(仮称)が確保できた段階で、各総合周産期母子医療センターに対して協力する旨の再確認を得る。

これを踏まえ、12月17日に開催予定の「平成20年度第4回東京都周産期医療協議会」で会長から選定経過と選定病院を報告し、協議会として承認する。(17日の協議会の場でオープンとなります。)

3 その他

「母体救命対応の総合周産期母子医療センター」(仮称)の対象症例、搬送方法などの運営ガイドラインを早急に策定する。

「母体救命対応の総合周産期母子医療センター」(仮称)の準備が整い次第、運用を開始するが、開始後1年以内に事業の必要性も含めた検証を行う。